

第3期鶴見・あいねっと策定検討会運営要綱

制定 平成26年7月7日鶴福第749号（区長決裁）

（趣旨）

第1条 鶴見区が健康で住みやすい福祉のまちとなるよう、区民、鶴見区社会福祉協議会及び鶴見区が協働して、「第3期鶴見・あいねっと（鶴見区地域福祉保健計画）」（以下「第3期鶴見・あいねっと」という。）を策定する。第3期鶴見・あいねっとの策定は、「第3期鶴見・あいねっと策定検討会」（以下「検討会」という。）での委員の各意見等を踏まえ、鶴見区社会福祉協議会理事会の承認及び鶴見区長の決裁により確定するが、本要綱は、検討会の運営に関し必要な基本事項を定める。

（所掌事務）

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 第3期鶴見・あいねっとの策定に関する事。
- (2) その他必要と認められる事項に関する事。

（組織）

第3条 検討会は、次の各号に掲げる者のうちから20名以内をもって組織する。

- (1) 地域福祉保健関係団体の代表者等
- (2) 福祉関係団体（ボランティア団体、区内福祉施設など）
- (3) 福祉サービスの利用者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 検討会の会議は、必要に応じて区長が招集する。

- 2 検討会は、公開とする。ただし、検討会が認めた場合、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

（関係者の出席等）

第6条 検討会は、会議の運営上必要があると認めたときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 検討会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 検討会にかかる庶務は、鶴見区福祉保健課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月7日から施行する。
(鶴見区地域福祉保健計画策定委員会設置運営要綱の廃止)
- 2 鶴見区地域福祉保健計画策定委員会設置運営要綱（平成21年4月21日区長決裁）は、廃止する。